

意見書

平成24年7月6日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 103-0013

住所

とうきょうとちゅうおうく にほんばしにんぎょうちよう
東京都中央区日本橋人形町 3-10-2

フローラビル 8階

名称

いっばんしゃだんほうじん
一般社団法人テレコムサービス協会 きようかい

電話番号

電子メールアドレス

「ブロードバンド普及促進のための環境整備に係るガイドラインの策定等に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」(案)に対する意見

1. 全般（本ガイドラインの意義）

インターネットの発展と共に、ネットワークを介した通信サービスの提供形態も多様性を増しており、さまざまなネットワーク同士が円滑に接続されることがますます重要となっています。このような状況の中で、本ガイドラインが「(2)ガイドラインの対象」で書かれているように、「固定通信事業者と移動通信事業者、指定事業者と非指定事業者等の別を問わず、全ての事業者を対象として、接続に係わる事業者間協議を実施する際の指針」として策定されることは極めて有用であると考えます。

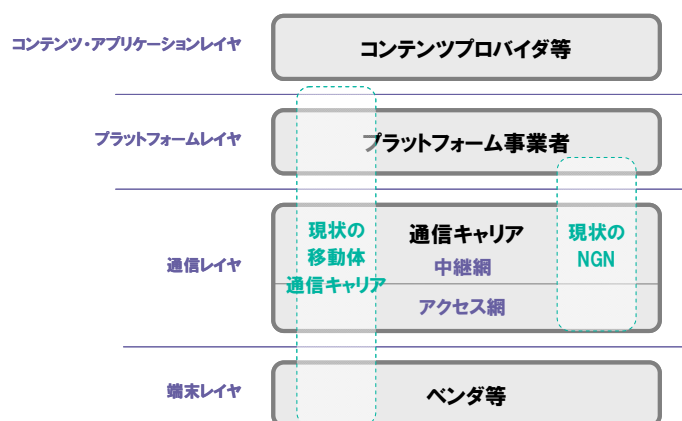
また、「3 双務的な接続料の算定根拠に係わる情報開示」および「4 接続に必要なシステム開発等」では、接続料の算定根拠に関する適切な情報開示を伴う事業者間協議の必要性や、接続に際して必要となる網改造の内容・費用に対して細分した機能ごとのコスト表示等の十分な情報開示の必要性が述べられています。このような内容が明記されることは、当協会の会員などの必ずしも規模が大きい非指定事業者にとっては非常に重要であり、本ガイドラインが策定されることに賛同いたします。

さらに、本ガイドラインが適切に運用されることで、多くの事業者がさまざまなサービスを提供する公正な競争環境が構築され、利用者が総合的かつ多彩なサービスの提供を受けることにつながっていくことを期待します。

2. さまざまな「接続」形態に対する考慮について

本ガイドラインが想定している事業者間の「接続」は、従来の音声通話のように各事業者がそれぞれネットワークを構築し、双方の利用者同士が相互に通信を行うような双務的な接続が中心に考えられていると思います。しかし、通信事業に関する事業モデルは、従来のように各通信事業者が垂直統合型の事業モデルを構築し、それぞれの事業者間を接続する形態から、通信レイヤやプラットフォームレイヤが独立する新たなレイヤ構造を持つ事業構造に変化していくべきと考えます。自ら通信設備を持つ事業者とは別に、通信レイヤの上位に位置するプラットフォーム事業者が多く現れることによって、

多くの事業者がさまざまなサービスを提供する公正な競争環境が構築され、利用者が総合的かつ多彩なサービスの提供を受けることにつながると考えます。



通信事業における新たなレイヤ構造

通信事業モデルがこのような構造に変化した場合、従来のような通信事業者間の「接続」だけでなく、通信レイヤに位置する通信事業者とプラットフォームレイヤに位置する事業者との「接続」もきわめて重要な要素となります。今後の通信事業の発展と利用者に対する多様なサービスの提供のためには、多くのプラットフォーム事業者が適切な競争環境の下で競い合うことが絶対に必要です。しかし、現状の指定事業者等が構築するネットワークでは、上位レイヤに対するインターフェースやサービスの開放が必ずしも進んでおらず、適正な競争環境にあるとは言えない状況です。

この点は、今回のガイドライン(案)に対する直接的な意見ではありませんが、今後は多くのプラットフォーム事業者が参入できる環境づくりに関して、通信事業者とプラットフォーム事業者の事業者間協議についても、是非積極的に推進していただきたいと考えます。

以上